

第9回教育委員会

平成29年3月30日
午前10時
本庁舎屋上会議室

議案
議案第62号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

議案第60号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則（平成4年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別に定める」を「法令その他別に定めがある」に改める。

第2条第1項中「又は大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪市教育委員会規則第1号）」を削り、同条第5項中「平成3年法律第110号」を「平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。」に改める。

第9条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第12条第5号の3中「子」を「子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第11号の4を除き、以下同じ。）」に改め、同条第11号の4中「次条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母及び次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 祖父母、孫及び兄弟姉妹

イ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長が、それぞれ別に定めるもの

第13条第1項を次のように改める。

校長は、職員が要介護者の介護をするため、第3項から第8項までに定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護休暇を与えることができる。

第13条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 第1項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、校長に対し行わなければならない。

4 校長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第13条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出（短縮して指定することの申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、校長に対し申し出なければならない。

6 校長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、校長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できない日であることが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第13条の次に次の2条を加える。

第13条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第13条の3 校長は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の単位は、30分とする。

3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

第15条の見出しを「（介護休暇及び介護時間の請求）」に改め、同条第1項中「介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第2項中「場合において、第13条第2項に規定する介護を必要とする1の継続する状態」を「介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間」に、「期間」を「期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の教育長が定める場合にあつては、教育長が定める期間）」に改める。

第16条中「又は介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第23条第2項中「教育委員会」を「校長」に改め、「ただし、校長以外の職員で、その旅行期間が大阪市立学校管理規則（昭和35年大阪市教育委員会規則第7号）第2条第1項に掲げる休業日の期間内にとどまるものについては、この限りでない。」を削る。

附則第2項中「、第19条から第21条まで」を「、第19条、第20条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の大阪市立学校職員就業規則第13条第1項の規定により介護休暇を与えられた職員であって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規則による改正後の大阪市立学校職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）第13条第1項に規定する指定期間については、校長は、同条第4項の規定にかかわらず、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

この場合において、改正後の規則第13条第3項中「第1項」とあるのは「大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則（平成29年大阪市教育委員会規則第号。以下「平成29年改正規則」という。）附則第2項」と「期間の初日及び」とあるのは「期間の」と、同条第5項中「前項若しくは第7項」とあるのは、「平成29年改正規則附則第2項若しくはこの規則第7項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「平成29年改正規則附則第2項」と、「申出の期間又は」とあるのは「平成29年改正規則附則第2項に規定する申出に基づく期間又は」と、「第4項」とあるのは「平成29年改正規則附則第2項」とする。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校職員就業規則 (抄)

(目的)

第1条 教育委員会所管の学校又は幼稚園（以下「学校」という。）に勤務する職員（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）の勤務条件、服務その他の就業に関する事項については、**法令その他別に定める**もののほか、この規則の定めるところによる。

がある

(勤務時間)

第2条 職員（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）又は大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪市教育委員会規則第1号）の適用を受ける職員を除く。以下第15条までにおいて同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。

2-4 省 略

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。**以下「育児休業法」という。**）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間及びその割振りについては、当該承認を受けた育児短時間勤務又は同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、教育長が別に定める。

(休暇の種類)

第9条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇**及び介護時間**と

、

する。

(特別休暇)

第 12 条 次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。

(1)－(5 の 2) 省 略

(5 の 3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。第 11 号の 4 を除き、以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

(6)－(11 の 3) 省 略

(11 の 4) 次条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号に要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母及び次に掲げる者（イに掲

おいて「要介護者」という。）

げらるる者にあつては、職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同
の介護その他の教育長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤
じ。）

務しないことが相当であると認められる場合 省 略

ア 祖父母、孫及び兄弟姉妹

イ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長が、それぞれ別に定めるもの

(12)－(13) 省 略

2 省 略

(介護休暇)

第13条 校長は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母及び職員と同居している

要介護者

次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、**第3項から第8項までに定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間**（以下「**指定期間**」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護休暇を与えることができる。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者
で別に定めるもの

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする

指定期間

1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

第1項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、校長に対し行わなければならない。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

校長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 **職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出（短縮して指定することの申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、校長に対し申し出なければならない。**

6 **校長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があっ**

た場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、校長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できない日であることが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第13条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第13条の3 校長は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の単位は、30分とする。

3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

(介護休暇**及び介護時間**の請求)

第 15 条 介護休暇**及び介護時間**の承認を受けようとする職員は、あらかじめ校長に請求しなければならない。

2 前項の**介護休暇の承認を受けようとする**場合において、第 13 条第 2 項に規定す

1 回の指定期間

る介護を必要とする 1 の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2 週間以上の期間（**当該指定期間が 2 週間未満である場合その他の教育長が定める場合**にあつては、**教育長が定める期間**）について一括して請求しなければならない。

(証明書類の提出)

第 16 条 校長は、病気休暇、特別休暇**又は介護休暇及び介護時間**について、その事

由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(旅行)

第 23 条 省 略

2 職員は、私事のため海外旅行をしようとするときは、所定の手続きによりあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、校長以外の職員で、その

校長

旅行期間が大阪市立学校管理規則(昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号)第 2 条第 1 項に掲げる休業日の期間内にとどまるものについては、この限りでない。

附 則

1 省 略

2 校長について、第 16 条、第 17 条、第 19 条から第 21 条まで、第 23 条及び第 27

第 19 条、第 20 条

条の規定を適用する場合においては、規定中「校長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

3-4 省 略

大阪市立学校職員就業規則の一部改正について

1 改正の理由

平成 29 年 1 月 1 日に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の職員に法律の改正内容を適用するにあたっての必要な事項を規則に規定するため、規則の一部を改正するものである。

2 改正の内容

- ・介護時間の新設に伴い、必要な規定整備を行う。（第 9 条、第 13 条の 3 第 15 条及び第 16 条）
- ・育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴い、必要な規定整備を行う。（第 12 条第 1 項第 5 の 3 号）
- ・介護休暇の分割等の実施に伴い、必要な規定整備を行う。（第 13 条各項、第 13 条の 2 第 2 項）
- ・その他、必要な規定整備を行う。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日